健康増進法第20条に基づく届出の取扱い

(3) 事業の休止または廃止の届出(法第20条第2項、法施行細則第3条)

` ~			
	項目	届出を必要とする場合	
	休止届	・ 給食を提供しない期間が継続して1月以上となる場合(学校の夏季休業期間等を除く。)。・ 特定給食施設の予定給食数が一時的に1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。	
	廃止届	・ 給食を提供しなくなった場合。・ 特定給食施設の予定給食数が1回100食及び1日250食に満たなくなった場合。	